

広報 きたづら

北浦村の人口

(単位・戸、人)

世帯数 2,297(2)

総人口数 10,715(△4)

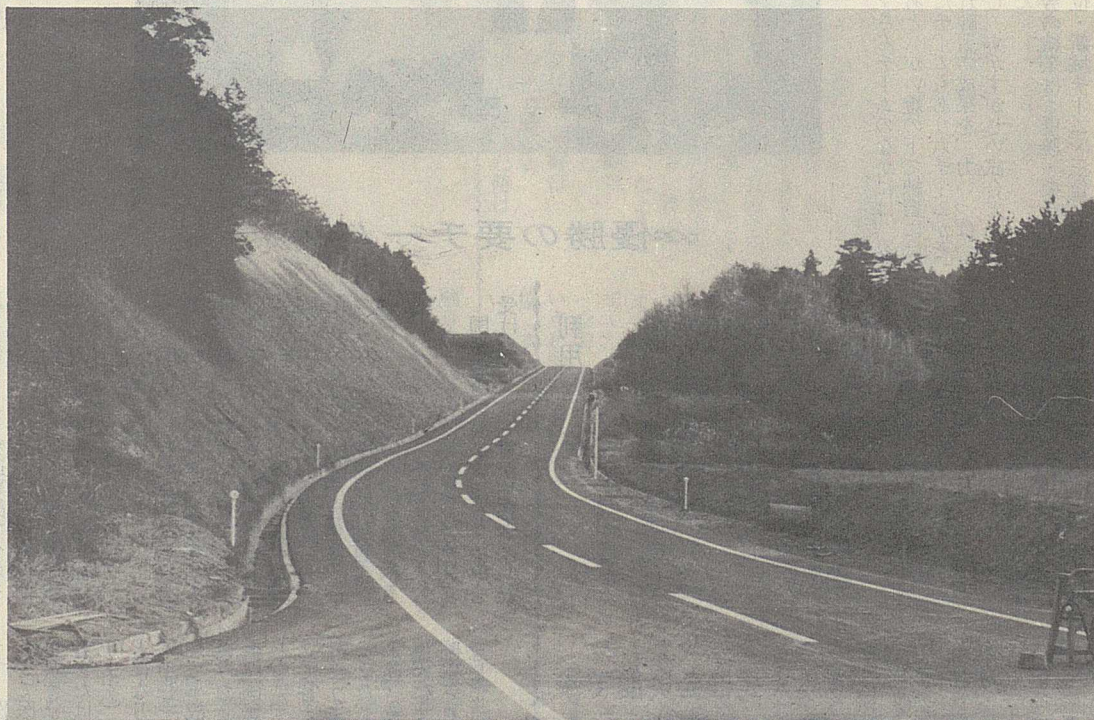
男 5,212(△3)

女 5,503(△1)

△印は減少

第143号(発行日)昭和46年11月25日(発行人)北浦村長 勢司 治雄

(印刷所)さんゆう社印刷



工事中の水戸鉾田佐原線
三和地区で

整備進む道路

水戸・鉾田・佐原線は

年内完成

工事が進められていた水戸・鉾田佐原線の三和地区のバイパス工事は、県によると年内の完成が予定されています。

この道路の完成により、三和地区を通過する車両(特に中・大型)の大部分がバイパスを通過しますので、交通が緩和されます。

総事業は約八千万円、延長二千八百六十メートルです。

一般の交通開放は、来年一月中に予定されています。

農免道路 全線舗装決る 山田原線

農免道路(第一次分、役場から県道鉾田島並線まで四千五百三十メートル)は、舗装を三ヶ年にわけ着工する予定でしたが、陳情や地元県議の働きかけにより本年全線を舗装することに県で決定、年内に契約が予定されています。

すでに、第一年度計画により一部着工完成(七百八十メートル)しましたが、残り三千七百五十メートルが舗装となります。

また、山田原線も同じく全線を舗装することに決定、年内に契約が予定されています。

年末・年始の交通事故

防止につとめよう

年末年始ともなると何かと忙しいものです。そして、交通事故も一番多くなるのも年末年始です。本年も十二月二十日から来年の一月十日まで、全国一せいに、警察署、町村、学校が中心となり、年末年始の交通事故防止運動を展開することになりました。

◎運転するときは酒を飲まない

◎運転者には酒をすめない

◎酒をのんだときは運転しない
忘年会、新年会のシーズンともなると酒をのむ機会が多くなり、飲酒運転が多くなります。交通事故

歳末たすけあい運動

(十二月一日～三十一日)

歳末たすけあい運動は、ふるい教会などを中心に行なわれているものです。

この歳末たすけあい運動は、十一月一日から十二月三十一日までの三ヶ月にわたって行なわれる共同募金の一環として十二月に重点的に行なわれてきました。

この運動目的は、みんなそろって明るい正月を迎えるために行なわれるものであって、民生委員

故の四割が飲酒運転であったと統計が示すとおり、飲酒運転＝交通事故と考えてもよいでしょう。酒を飲んだらタクシー・バス等で帰りましょう。

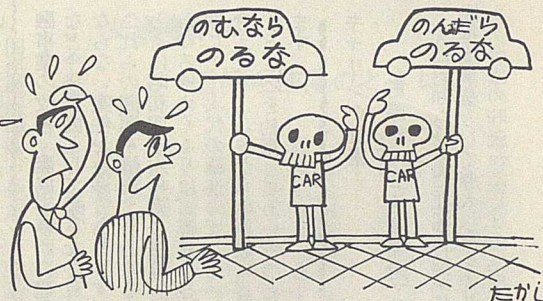
◎正しい横断・正しい歩行

交通事故の被害者の六割が老人・子どもです。老人・子どもを交通事故から守るには、家庭内において、正しい横断のしかた、正しい歩行のしかたを大人から話したものです。特に幼児の一人歩き子どもとび出し、老人の安全無視を身にしめ、歩行者の安全は歩行者自身にもあることを話し合ひましょう。

さんや婦人会役員さんなどの手によって行なわれる地域単位のたすけあい、NHKが放送を通じて呼びかけて行なうNHK歳末たすけあいの二つの方法によって、全国的に展開されています。

地域のたすけあいについては、村社会福祉協議会が行なう日常的な活動と結びついて、低所得層の福祉向上に大きな役割を果たしています。

歳末たすけあい運動によって集められた善意の浄財は、地域の恵まれない人々が少しでも明るい正月を迎えられるよう使われます。特に、年末に越年資金やお年玉・



◎酒酔い運転事故のもと

◎道路は広く使いましょう

道路はみんなのもので、年末年始は交通量もふだんより多く、狭い道路はよけい狭くなります。商店の大売出しのさい、商品が道

お見舞のほか、下着類や学用品・モチ・毛布が身寄りのない人や低所得者に村社会福祉協議会からおくられています。

旧軍人などに

一時恩給支給

旧軍人、軍属であった者の一時恩給について、昭和二十八年の軍人恩給復活のさい、七年以上で普通恩給最短期限に達しない者には支給されましたが、今年の十月からさらに拡大され、三年以上七年末

路まではみ出している例が見受けられますが、商品は店内に正しく陳列し、道路は広く使いましょう。

火事になったら

①まず、老人・子ども・病人をすみやかに安全な場所へ避難させる。

②早く電話などで役場に火災の場所・目標・状況を知らせること
役場の電話番号は四九・七九
③まわりの人に大声で知らせ、小さな火ならば協力して、あわてず消火にあたること。
④火が消えなかったら無理をしないで、すぐ避難すること。
⑤いったん戸外に出たら、絶対に中へもどらないこと。
⑥逃げ遅れた人があるときは、早く消防団員に知らせること。

満の者にも支給されることになりました。

また、一時恩給のほか戦地外戦務加算年の算入、さらに戦犯拘禁期間の通算制限の撤廃などがなされました。
くわしいことは役場住民課
電話四九・七九番におたずねください。

心配ごと相談

とき 曜日 午後1時～4時
週水木土日
毎日時
ところ 公民館 民室 相談
相談内容 交通事故 交通問題 土地問題 土地問題

家族みんなで加入しましょう

茨城県民交通災害共済に

村民のみなさん、県民交通災害共済に加入しましたか、いつ、どこで、だれが交通事故にあうかわかりません。万一にそなえて加入しましょう。

……制度のあらまし……

※共済掛金……1年360円・中学生以下…300円

※共済期間……申し込んだ日の翌日から1年間

※申込受付……北浦村役場住民課窓口まで

災 害 区 分			見舞金額
①	死亡した場合		500,000円
②	治療日数96日以上の場合		100,000円
③	" 48日以上	"	50,000円
④	" 16日以上	"	20,000円
⑤	" 8日以上	"	5,000円
⑥	" 3日以上	"	2,000円
身障見舞金(1級2級身体障害)			100,000円